

厚生労働科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))  
わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究  
分担研究報告書

課題 1. 地域における厚労省 CDR モデル事業の実施体制と支援体制の開発  
京都府におけるモデル事業の現状把握と課題の検討

研究分担者 安 炳文 京都府立医科大学 救急医療学教室 臨床講師

要旨

令和 2 年度、および令和 3 年度の京都府モデル事業の現状把握を行った。個人情報保護、捜査、倫理的側面から各機関が情報を持ち寄り共有することの困難性、ご遺族からの同意取得手続きの困難性が CDR 推進のための阻害因子となっており、今後優先して解決すべき課題と思われた。

A. 研究目的

京都府は総人口約 250 万人、年少人口 (0~14 歳) は 30 万人弱の都市である。総人口のうち約 150 万人が京都市に集中し、二次医療圏は 6 つに別れているが、京都市が含まれる京都・乙訓医療圏に医療機関が一極集中している。人口動態統計からみた 0~19 歳の年間死亡者数は 60~80 名程度となっている。

京都府は 2020 年度 (令和 2 年度) から開始された厚生労働省の「予防のための子どもの死亡検証体制整備事業」におけるモデル事業に参加している。研究者は多機関検証要否を判断するための選定 (スクリーニング)、および京都府 CDR 多機関検証委員会の委員、京都府 CDR 関係機関連絡調整会議のオブザーバーとしてモデル事業にかかわっている。その立場からこれまで京都府において、予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review; CDR) 体制構築のためになされてきた取り組みについてまとめることで、京都府における CDR の現状把握と今後の課題について検討する。

B. 研究方法

B.1 CDR のための組織図

京都府では CDR 推進を目的として、令和 3 年 (2021 年) 2 月に京都府健康福祉部医療課が事務局となり、大学、医療、法医学、警察、消防その他の行政機関等の関係者を構成員とする令和 2 年度京都府 CDR 関係機関連絡調整会議が設置された。同年 3 月にはその下位組織として学識経験者、医療、教育、警察、児童福祉その他の行政機関等から構成される京都府 CDR 多機関検証委員会が設置された。京都府健康福祉部医療課から委託を受けた京都小児科医会が CDR のためのデータ収集および集計を担当した。

令和 3 年度京都府 CDR 関係機関連絡調整会議は、令和 2 年度の連絡調整会議の構成員に、新たに教育、児童福祉の関係者を加えた形で設置された。

B.2 データ収集方法

令和 2 年度 (2020 年 4 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日) については、18 歳未満の死亡例を対象として、以下の 3 つの方法により一次調査を実施した。  
① 京都府下の病院に質問紙調査を行い、病院で記

載された死亡診断書の情報を収集

② 京都小児科医会が 2010 年 11 月から運用する小児重症患者診療情報システムで、死亡症例の情報を収集

③ 厚生労働省に死亡小票の目的外使用での開示申請・許可を得て、死亡小票の写しから情報を収集

上記手続きにより抽出された死亡事例に対し、病院等への質問紙調査を二次調査として実施し、CDR のための基礎資料とした。

令和 3 年度（2021 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日）については、令和 2 年度と同様の手続きで情報収集を行ったが、CDR の検証対象については、令和 3（2021）年 3 月に厚生労働省子ども家庭局母子保健課から公表された都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き（第 2 版）に基づき、遺族から同意が得られた事例のみとした。よって、遺族の同意が得られなかった場合、モデル事業の対象外とした。

### B.3 CDR 実施方法

令和 2 年度、令和 3 年度ともに、京都府健康福祉部医療課から委託を受けた京都小児科医会の医師 3 名と京都府健康福祉部医療課の担当者が、多機関検証要否を判断するための選定（スクリーニング）を実施した。選定（スクリーニング）の結果、多機関検証が必要と判断された死亡症例について、京都府 CDR 多機関検証委員会による検証を実施する方針とした。

### C. 倫理面への配慮

死亡小票の目的外使用については、厚生労働省に申請を行い許可を得た。また、京都府 CDR 多機関検証委員会の設置要項において「関係者は、委員会において知り得た事項に関しては、正当な理由なく、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。」と明記し、委員に対して委員会で共有された情報に関する守秘義務

を課すこととした。

## D. 研究結果

### D.1 令和 2 年度(2020 年度)

#### D.1.1 令和 2 年度京都府 CDR 関係機関連絡調整会議

京都府 CDR 関係機関連絡調整会議は計 2 回 web 会議として開催された。構成機関の紹介とともに、CDR 体制整備モデル事業、モデル事業の進め方について説明がなされたのち、質疑の時間が設けられた。各機関を代表する複数の委員から、個人情報保護、警察の捜査という観点、倫理面への懸念から、各機関が保有する個人情報を多職種が参加する京都府 CDR 多機関検証委員会に持ち寄って共有することは困難である、と指摘する意見が提起された。

#### D.1.2 令和 2 年度 CDR について

一次調査の結果抽出された、45 事例を調査対象とした。死亡が確認された病院に対して質問紙調査を二次調査として実施し、CDR のための基礎資料とした。

選定（スクリーニング）の結果、「以降の検証不要」（多機関検証不要）が 29 事例（64.4%）、「多機関検証が必要」が 15 事例（33.3%）、「その他の専門検証（専門パネル検証）が必要」が 1 事例であった。

選定結果をもとに 2021 年 3 月に京都府 CDR 多機関検証委員会が web 会議で実施された。15 事例のうち 13 事例が概観検証（地域検証）のために提示されたが、医療機関以外の機関からの情報は用意されず、委員会はお互いの顔が見えにくい web 会議として開催され、かつ会議時間も 1 時間と非常に限られていたため、十分な議論は困難であった。個別検証（詳細検証）は実施されなかった。

### D.2 令和 3 年度(2021 年度)

### D.2.1 令和3年度京都府 CDR 関係機関連絡調整会議

令和3年度京都府 CDR 関係機関連絡調整会議は2022年2月に書面会議で開催された。CDR 体制整備モデル事業、および都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き改訂(第2版)についての説明、モデル事業の進め方、遺族からの同意取得、関係機関からの情報収集について、各組織に審査依頼がなされた。モデル事業の手引き(第2版)に基づき、令和3年度は遺族から同意が得られた事例についてのみ関係機関から情報収集を行い検証を進める方針となった。

令和4年1月13日付け4医第72号京都小児科医会長及び京都府健康福祉部医療課長連名通知に基づいて、事務局から死亡診断書又死体検案書を記載した病院医師に対して、ご遺族への CDR の意義についての説明と同意の有無の確認を依頼した。その方法で確認が困難な場合には、京都小児科医会事務局がご遺族に連絡を取り、同意の有無を確認した。

警察が関与した事例について CDR が必要と判断された場合には、京都府警察本部に照会し、情報提供の可否が判断されることとなった。

### D.2.2 令和3年度 CDR について

一次調査の結果、29例の死亡事例の情報が収集された。全事例に対してご遺族の同意の有無を確認し、結果的に「同意あり」29例中8例(28%)、「同意なし」3例(10%)、「回答なし」18例(62%)であった。

同意が得られた8例について、多機関検証要否を判断するための選定(スクリーニング)を行ったところ、8例全てにおいて「以降の検証不要」(多機関検証不要)となった。そのため、令和3年度については多機関検証は実施されず、結果、CDR から導き出される予防策の提言も行われなかった。

## E. 考察

### E.1 令和2年度(2020年度)の考察

新型コロナウイルス感染症の流行のために CDR のための準備とデータ集計に時間がかかり、かつ収集された情報も限定的であったこと、京都府 CDR 関係機関連絡調整会議、京都府 CDR 多機関検証委員会ともに対面で集まることができず、web 会議となったために参加者同士の関係構築、および十分な議論が困難であったこと、CDR についての関係機関の理解(特に情報提供と共有について)が十分得られなかったことから、2020年度が多機関検証については十分な成果を挙げることはできなかった。

行政をはじめとして各機関が新型コロナウイルス感染症への対応に追われたこと、また会議に参加する委員の感染予防対策が求められたことから、準備だけでなく会議の開催そのものも容易ではなかった。社会情勢を考えると初年度の成果が限定的なものになったことは仕方がなかったのかもしれない。しかし裏を返せば、有意義な CDR を実施するためにはそれなりの準備と時間が必要であることが明らかになったとも言える。また、CDR 推進のためには関係機関の理解と協力が不可欠であることも明らかとなった。

以上の点から、関係機関が CDR のための情報提供を行いやすくするための法律の整備、特に個人情報情報の壁を克服するための仕組みが不可欠と思われた。また、京都府 CDR 関係機関連絡調整会議の事務局機能を担う京都府健康福祉部医療課の役割が非常に大きいと思われた。

### E.2 令和3年度(2021年度)の考察

都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き(第2版)に基づいて、京都府では令和3年度の CDR の検証対象を遺族から同意が得られた事例のみとすることとなった。結果的に29事例の死亡が確認されているにもかかわらず、全く多機関検証が実施されずに事業が終了した。また、仮に遺族の同意が得られていたとしても、警察等が犯

罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体と判断した事例についてはモデル事業の対象外となっており、真に多機関検証が必要と思われる事例について検証ができない体制であることが明らかとなった。

以上の点から令和 2 年度と同様の内容となるが、関係機関が CDR のための情報提供を行いやすくするための法律の整備、特に個人情報の壁を克服するための仕組みが不可欠と思われた。また、CDR は公益性を有する社会の仕組みであることから、遺族からの同意取得に関し、現状の手引き（第 2 版）が示すようなオプトイン（許諾の意思を示す）ではなく、オプトアウト（許諾しない意思を示す）の方式を許容するように手引きを改定するなど、国として CDR をより推進しやすくする工夫も必要である。最後に国や地方自治体は国民が CDR の意義を理解し、積極的に協力してもらえるように普及啓発活動をより一層行うべきと思われた。

## **F. 結論**

令和 2 年度、および令和 3 年度の京都府モデル事業の現状把握を行った。両年度ともに十分な CDR は実施できず、死亡事例をもとにした提言をとりまとめるまでは到らなかった。個人情報保護、捜査、倫理的側面から各機関が情報を持ち寄り共有することの困難性、ご遺族からの同意取得手続きの困難性が CDR 推進のための阻害因子となっており、今後優先して解決すべき課題と思われた。

## **G. 健康危険情報**

該当せず。

## **H. 知的財産権の出願・登録状況**

該当せず。